

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本 題】	確定給付企業年金の平成27年度財政決算結果について	……P1
【コ ラ ム】	確定給付企業年金の実施事業所の増減について	……P7

確定給付企業年金の平成27年度財政決算結果について

1. はじめに

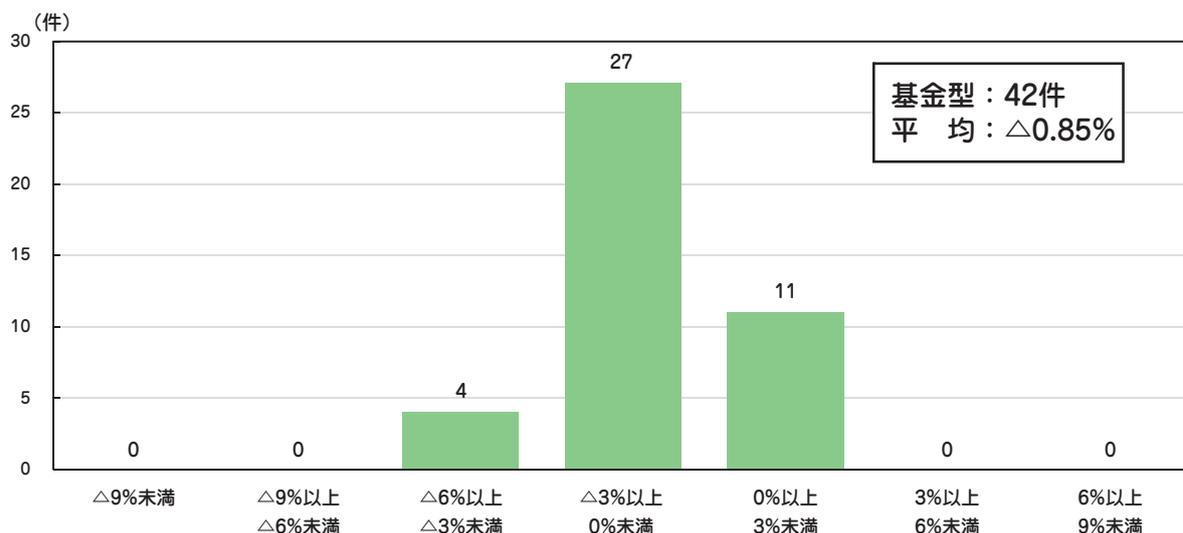
弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度（以下「DB制度」）の平成27年度財政決算結果（資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況など）について、過去の推移を交えながら解説いたします。なお、基金型については平成28年3月末決算（全42件）を、規約型については平成27年9月末決算、平成27年12月末決算、平成28年3月末決算および平成28年6月末決算（全967件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）の分布状況は、＜図1-①＞および＜図1-②＞の通りです。資産運用利回りの平均は基金型で△0.85%（昨年度10.69%）、規約型で0.28%（昨年度10.22%）となり、昨年度から大きく低下しました。規約型の決算月毎の推移を見ると、昨年度は平成26年9月末決算9.45%、平成26年12月末決算8.61%、平成27年3月末決算11.41%、平成27年6月末決算11.83%であったのに対し、今年度は、平成27年9月末決算3.82%、平成27年12月末決算2.33%、平成28年3月末決算△1.44%、平成28年6月末決算△5.11%となっており、平成27年後期からの資産運用利回りの低下が顕著です。

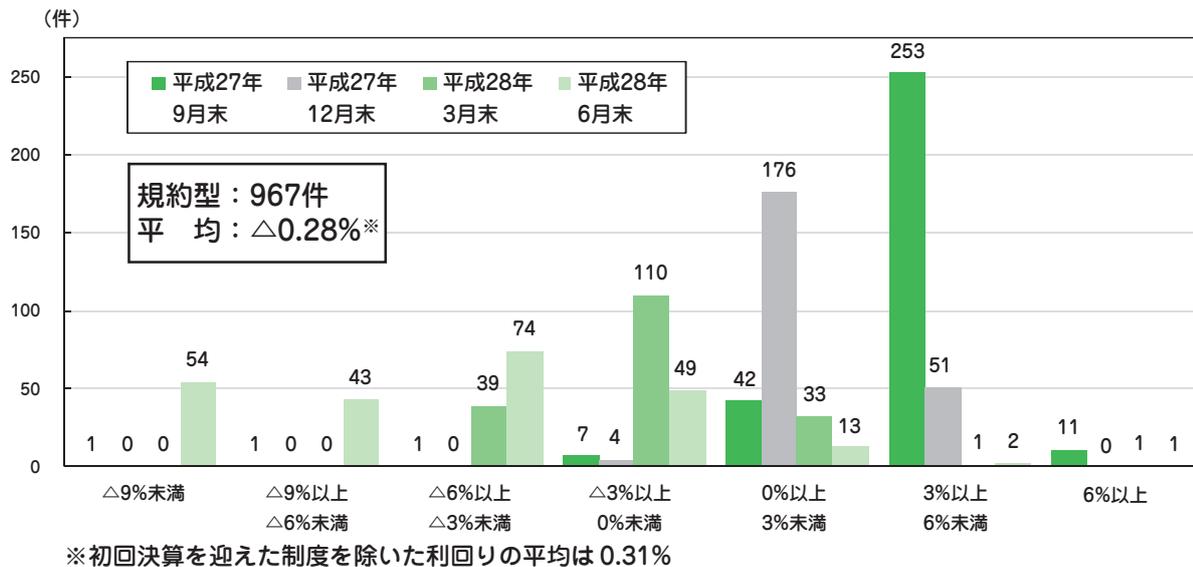
掛金率の算定に用いる予定利率（以下「予定利率」）の分布状況は＜図2-①＞および＜図2-②＞の通りです。基金型、規約型ともに2.5%付近に集中しています。

＜図1-①＞基金型における資産運用利回りの分布状況（平成28年3月末決算）

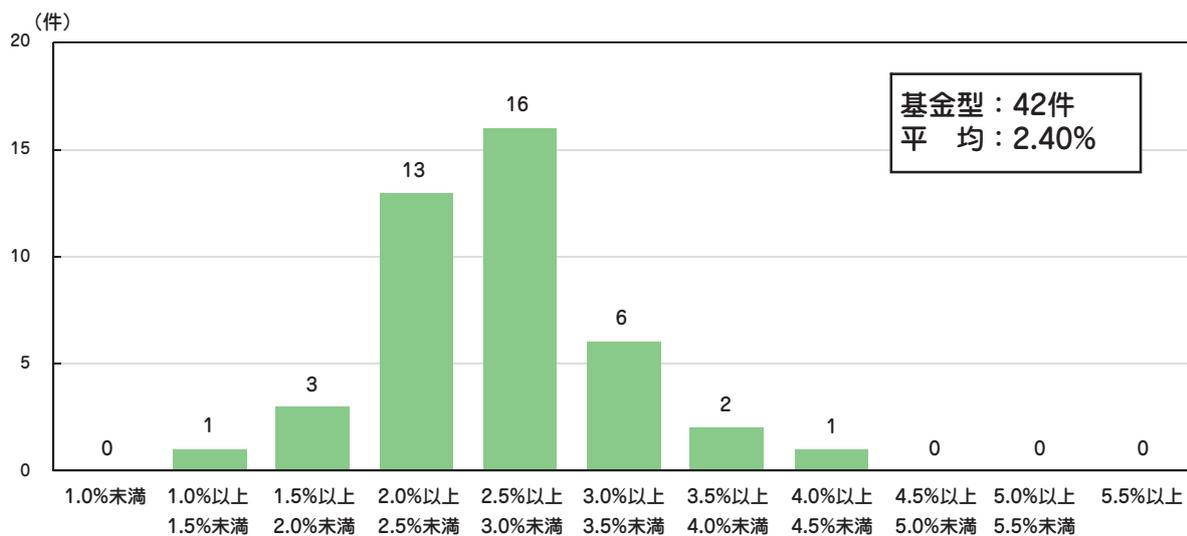


確定給付企業年金の平成27年度財政決算結果について

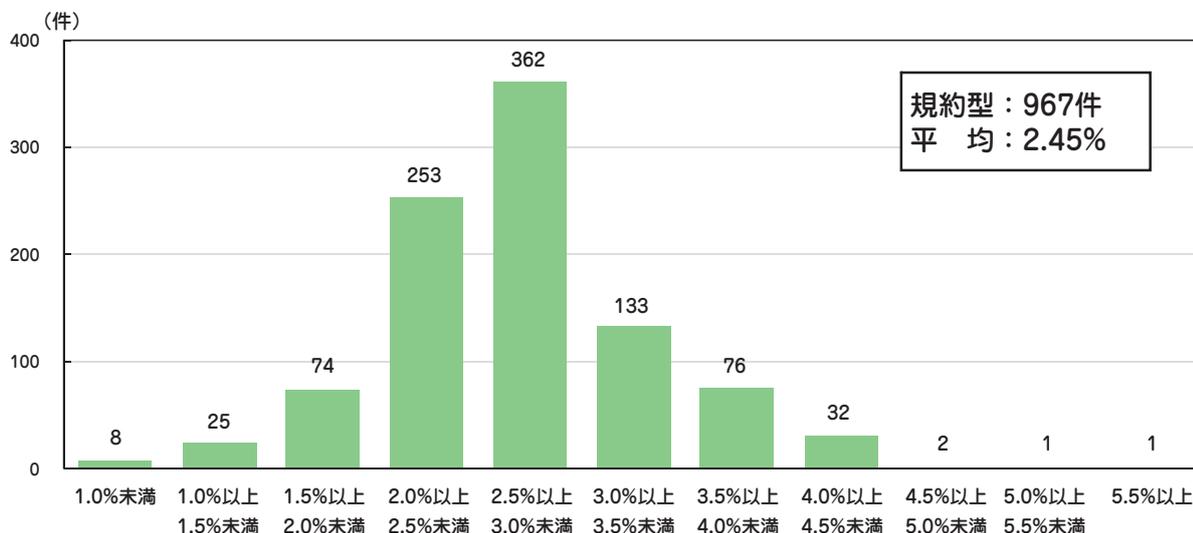
<図1-②> 規約型における資産運用利回りの分布状況
 (平成27年9月末決算、平成27年12月末決算、平成28年3月末決算、平成28年6月末決算)



<図2-①> 基金型における予定利率の分布状況 (平成28年3月末決算)

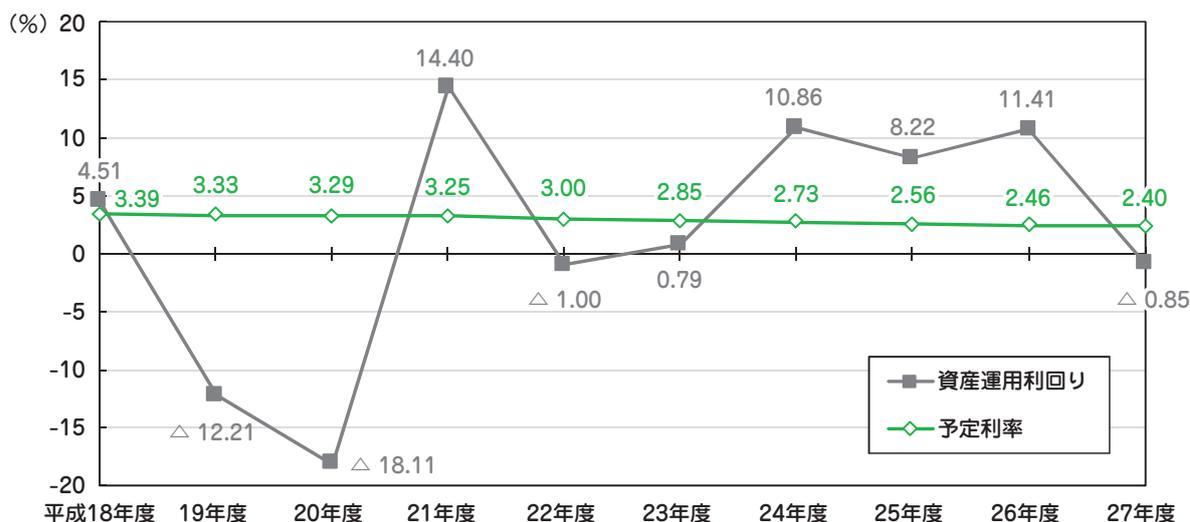


<図2-②> 規約型における予定利率の分布状況
 (平成27年9月末決算、平成27年12月末決算、平成28年3月末決算、平成28年6月末決算)

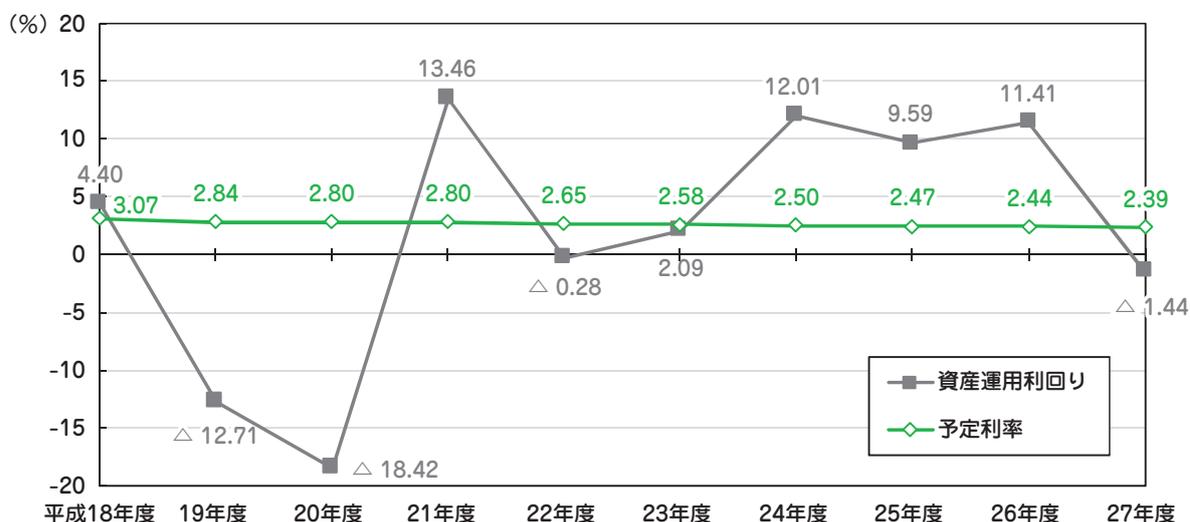


次に、資産運用利回りおよび予定利率の過去の推移を<図3-①>および<図3-②>にまとめました。3月末決算のDB制度のみを対象とした、平成18年度以降の資産運用利回りおよび予定利率の平均値です。資産運用利回りは、平成24年度以降はいわゆるアベノミクスの影響を受けて好調に推移していましたが、今年度は外部環境の悪化等を背景にした株安の影響などを受けて、5年ぶりに資産運用利回りがマイナスとなりました。予定利率は、財政運営の安定志向を反映して、引下げを行う制度もあり、予定利率の平均値は今年度も低下傾向にあります。平成24年度以降は、資産運用利回りの平均値が予定利率の平均値を上回る状況が安定的に続いていましたが、資産運用利回りがマイナスに落ち込んだことにより、4年ぶりに資産運用利回りの平均値が予定利率の平均値を下回りました。

<図3-①>基金型における運用利回りと予定利率の推移



<図3-②>規約型における運用利回りと予定利率の推移



(注)3月末決算のみを対象に集計。

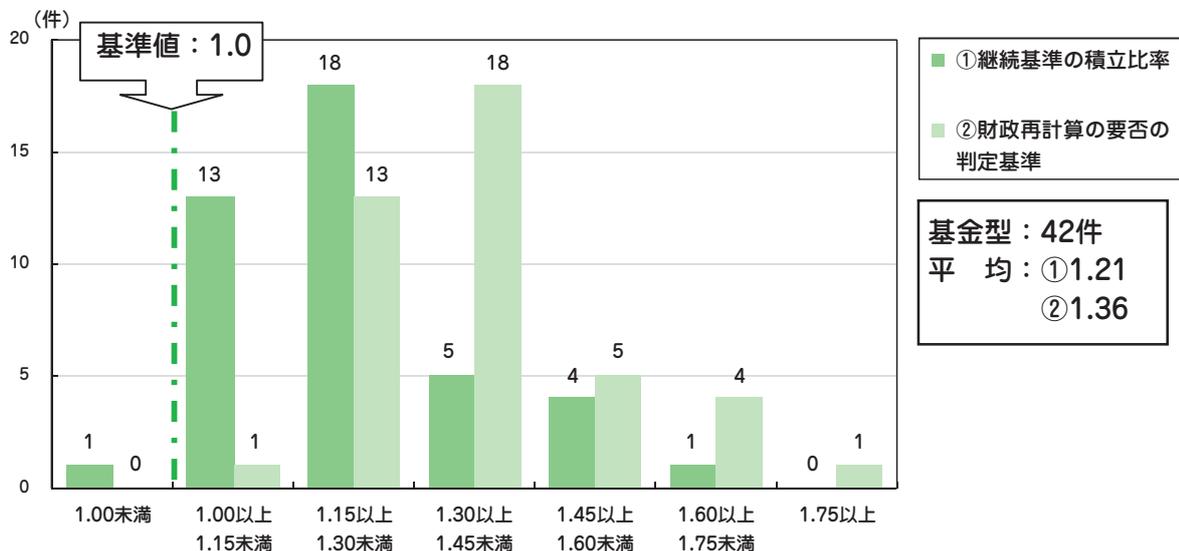
3. 継続基準の積立比率について

<図4-①>および<図4-②>は、継続基準の積立比率(=純資産額÷責任準備金)の分布状況です。継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うため必要な額(責任準備金)に対して積立金を十分保有しているかどうか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。ただし、1.00を下回っていても、財政再計算の要否の基準(=(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金)が1.00以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

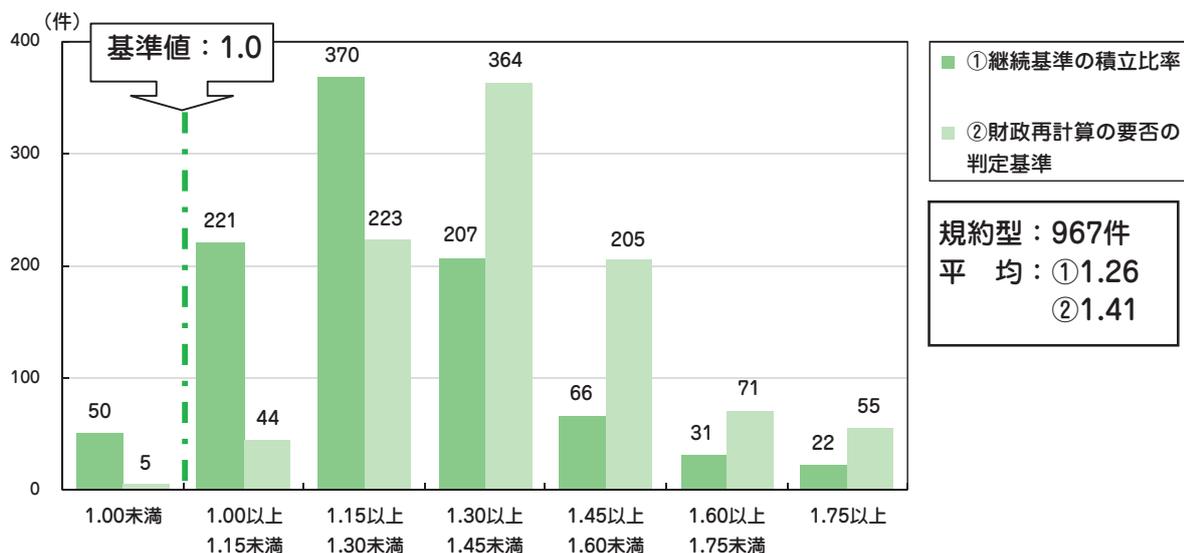
「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は基金型で1件(昨年度:1件)、規約型で50件(昨年度:27件)でしたが、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は基金型で0件(昨年度:0件)、

規約型で5件(昨年度:3件)と、資産運用利回りの悪化があったものの、大半の制度において財政再計算の実施を留保することができる結果となりました。

<図4-①>基金型における継続基準の積立比率の分布状況(平成28年3月末決算)



<図4-②>規約型における継続基準の積立比率の分布状況
(平成27年9月末決算、平成27年12月末決算、平成28年3月末決算、平成28年6月末決算)

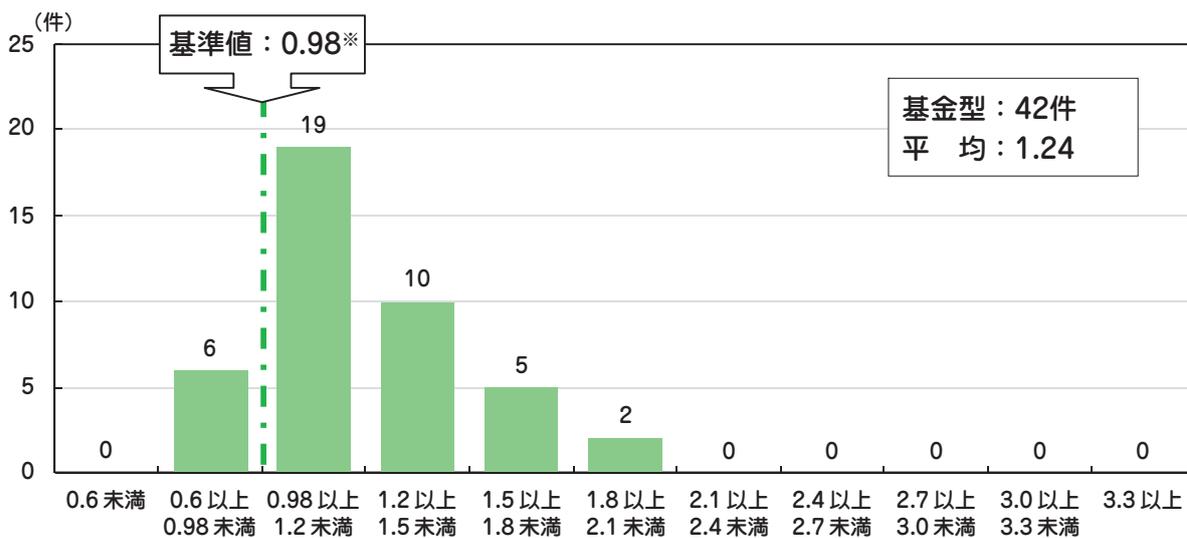


4. 非継続基準の積立比率について

<図5-①>および<図5-②>は、非継続基準の積立比率(=純資産額÷最低積立基準額)の分布状況です。非継続基準の財政検証では、年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務(最低積立基準額)に対し積立金を十分保有しているか検証します。求められる基準値は、平成28年3月末では0.98、平成29年3月末以降は1.00となります。

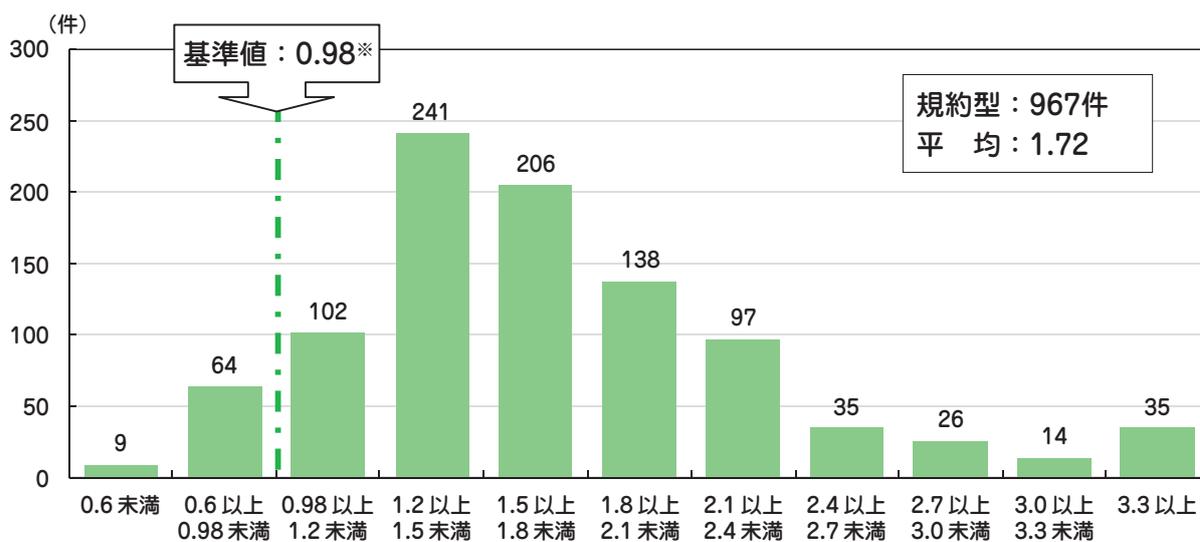
平成27年度の積立比率の分布状況は、基金型においては全体の約86%(昨年度:90%)、規約型においては全体の約92%(昨年度:93%)が基準値を上回っております。また、積立比率の平均値は、基金型1.24(昨年度:1.28)、規約型1.72(昨年度:1.81)でした。運用環境が低調に推移したことや非継続基準の予定利率が低下したこと等に伴い、多くの制度において積立比率が低下したと考えられます。

＜図5－①＞基金型における非継続基準の積立比率の分布状況（平成28年3月末決算）



※平成28年3月31日～平成29年3月30日までを基準日とする財政検証に適用される。

＜図5－②＞規約型における非継続基準の積立比率の分布状況（平成27年9月末決算、平成27年12月末決算、平成28年3月末決算、平成28年6月末決算）



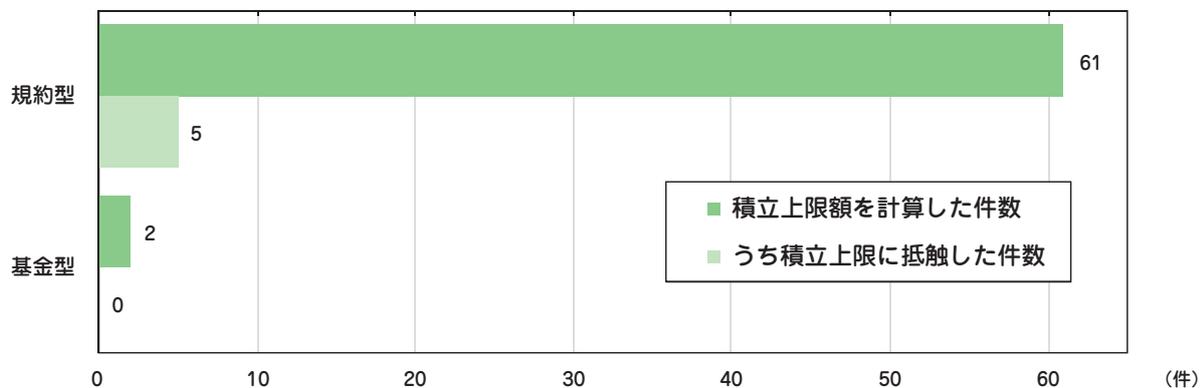
※平成28年3月31日～平成29年3月30日までを基準日とする財政検証に適用される。

5. 積立超過の財政検証について

積立超過の財政検証では、純資産の額が積立上限額を超過していないかどうかを検証します。積立上限額は、「積立上限額算出のための数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額ですが、「積立上限額算出のための数理債務」は、より保守的な見込みで計算するため、数理債務の額以上となります。そのため、純資産の額が数理債務と最低積立基準額のうちいずれか大きい額を1.5倍した額を上回らない場合は、純資産の額が積立上限額以下となることが確実となるため、積立上限額の計算は不要とされています。

＜図6＞は、規約型、基金型において積立上限額を計算した件数および積立上限額に抵触した件数です。積立上限額に抵触した制度は、基金型で0件（昨年度：0件）、規約型で5件（昨年度：5件）でした。積立上限額に抵触した場合は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金の額から控除を開始しなければなりません。

<図6>規約型、基金型における積立上限額を計算した件数および積立上限抵触件数



6.まとめ

平成24年度から平成26年度までは良好な運用環境が続いていたため、継続基準の積立比率は年々上昇し、剰余金が発生する制度が増加していました。決算上の剰余金が発生した場合は、原則、別途積立金として積立てられます。そして、今年度は運用環境が悪化したことを主要因として、多くの制度で不足金が発生しましたが、これまでに発生した剰余金で積立てた別途積立金がリスクバッファとしての役割を果たした結果、そのほとんどの制度で財政再計算の実施を留保することができました。別途積立金については、財政計算を行う事により取崩して掛金率を引き下げる事も出来ますが、その場合は今年度のように不足金が発生すると財政検証に抵触し、財政再計算の実施が必要になる可能性が高まる点に注意が必要です。

非継続基準の積立比率も昨年に比べて低下しております。これは、運用環境の悪化の他、経過措置による適格退職年金制度の給付の承継分に係る最低積立基準額からの控除額が毎年減少していること（平成29年3月末以降を基準日とする財政検証では0）による要因があります。また、今後は日本銀行のマイナス金利政策等により、最低積立基準額の算出に使用する予定利率がますます低下し、最低積立基準額が大きくなる増加することが考えられます。この場合、最低積立基準額が<図2-①>および<図2-②>で示した予定利率によって算出される数理債務を上回るケースが増加することも想定されます。この場合は特例掛金の拠出が必要になることも考えられ、そのような事態を回避するために、予め、数理債務の算出に用いる予定利率の見直し等による積立水準の改善を検討することが考えられます。

（年金信託部 堀池 譲立）

確定給付企業年金の実施事業所の増減について

厚生年金基金を解散または代行返上して確定給付企業年金(DB)へ移行する基金がピークを迎えています。そこで、第74回のテーマは、厚生年金基金を解散または代行返上して設立したDBの実施事業所の増減に関する、とある信託銀行の担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

B課長：厚生年金基金の解散や事業所の統廃合などにより、DB制度の実施事業所が増減するケースがあると思うけれど、Aさんの担当先はどうか。

Aさん：先日、お客さまを訪問した際にそのようなご相談をいただき、現在DB制度における実施事業所の増減についてお客さまにご案内すべきことを調べているところです。

B課長：では、調べていることについて教えてくださいませんか。

Aさん：わかりました。まず、同意の取得については、DB法第78条に次の通り規定されています。

(実施事業所の増減)

第78条 事業主等がその実施事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その増加又は減少に係る厚生年金適用事業所の事業主の全部の同意及び労働組合等の同意を得なければならない。

2 前項の規定により基金が当該実施事業所を減少させるときは、基金の加入者の数が、実施事業所を減少させた後においても、第12条第1項第4号(基金を共同して設立している場合にあっては、同項第5号)の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれなければならない。

3 第1項の規定により実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の実施事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、第55条第1項の規定にかかわらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

4 (略)

※確定給付企業年金法第78条より抜粋。

同条第1項から、増減する事業所全ての事業主から同意が必要であることと、労働組合の同意が必要であることがわかります。

B課長：その通りだね。労働組合がない場合はどうだろう。

Aさん：厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意が必要になります。また、労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書も必要になります。

B課長：では、同条第2項についてはどうか。

Aさん：第2項では、事業所が減少した場合のDB制度の加入者数について記載されています。基金型のDB制度に関しては、政令で定める数(300人)以上またはそれが見込める状態でないといけません。

B課長：その通りだね。最後に、第3項についてはどうか。

Aさん：第3項では、実施事業所が減少する場合、事業所が負担すべき額を一括拠出する必要がある旨を規定しています。ただ、具体的な算定方法については、いまいよくわかりません。

確定給付企業年金の実施事業所の増減について

B課長：なるほど。実は、実施事業所の減少に伴う掛金の一括拠出については、算定方法が今年(2016年)の4月8日の省令改正により、次のように見直されたんだ。

- ① 特別掛金収入現価
- ② 非継続基準における不足額
- ③ ①と②のうちいずれか大きい額
- ④ ①に繰越不足金等を加算した額
- ⑤ ②と④のうちいずれか大きい額

B課長：その他には、年金財政における計算基礎の見込み(例えば、給付額算定の基礎となる給与の昇給見込みや年金制度を退職する見込みなど)についても注意しておく必要があるだろうね。

Aさん：具体的には、どういうことでしょうか。

B課長：例えば、DB制度における事業所増減後の加入者数の規模が、それ以前より著しく増減する場合は、先ほど言った計算基礎の見込みを見直す必要があるかもしれないね。

Aさん：なるほど。どの程度の増減で計算の見込みを見直さなければならないということはあるのでしょうか。

B課長：法令上は、「加入者の数が著しく変動した場合」としか記載されていないので、明確な基準は今のところないんだ。また、人数だけでなく、例えば増減する事業所の構成により増減後のDB制度に係る事情に著しい変動があった場合も、計算基礎の見込みを見直す必要があるだろうね。

Aさん：そうなんですね。明確な基準がないのであれば、総幹事会社やお客さまにご相談いただいた上で、計算の見込みを見直すかどうかの判断をしていただく必要がありますね。

B課長：その通りだね。また、行政宛に提出する書類には、「規約の一部を変更する規約」や「規約変更理由書」「新旧対照条文」なども必要になるからね。いずれにしても、事業所が増減することによって考えないといけないことがあるということを、しっかりお客さまに伝えておかないといけないね。

Aさん：わかりました。教えていただいた内容をもとに、お客さまへの説明を行います。

(年金信託部 営業サポートグループ)

企業年金ノート No.583

2016(平成28)年11月 りそな銀行発行



年金信託部 りそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00 (土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。)